

八尾市時報

発行所 兼人 印刷所 発行部数 定価一部
八尾市役所 安尾秀文 18,500部 五円

戦没者追悼式舉行

戰後七年間何ら酬いられることなかつた戦没者の靈一千三百八十二柱の永久に安かれと祈る當市戦没者追悼式は、去る五月二十四日午後二時半より八尾小学校講堂内特設戦没者追悼式場に於てしめやかに進行せられた。

この日遺族並に來賓一千三百余名が出席されてから毎日御壇の宣誓をなされた。この國歌齊唱の後、脇田市長、石田眞をながめ、「お父さんを偲ばない」の詞句を唱へ、山村副知事、野村府議員、中林連族連盟八尾支部長らの追悼の辭あり、続いて市長、遺族、来賓の順序で歌をかな祭壇裡に獻花が行われた後、脇田市長、中林支部長、父の心召戦死母の病死後幼い姉妹三人暮しの遺児代表福井町子さん及び妻代表菅野森江さるの悲しみと雄々しい決意を秘めた御礼の言葉に式場は一瞬ソーンと静まりなみいる遺族を泣かせた。お遺族は終了し、引綱遺族の方をお母さうに進んでお母さんの腰でにこにこ笑つてゐるだけでしたが、私は心の中ではあの時のことがありありと思ひ出されます。

あれから七年、お父さんの戦死の公報が来てから連者であつたお母さんが急に病で倒れ、三人の心をこめたその看護の甲斐もなくとうとう「くくなり私達はどうすることも出来ず余力にくれあまりの悲しさには姉をまん中にさびしく仮壇を拝むばかりでした。一番少さい妹は唯立ばかりで私達二人を困らせました、そのうちに親切な近所の人情で浮浪の子にもな

り出されましたが、お母さんはこんなに大きくなりました。富美子姉さんも陽子

は注意深く聞きついて市行政に民意を反映するように努力する。

三、市や各種団体並びに府広報課に連絡し市及び府の國体公認会議を開催する。

四、掲示板の管理や公民館の利用計画をたて保健教育による討論会、演説会、座談会、懇談会等を開催する。

五、本会は第二條の目的達成を図るための事業を行ふ。

六、市や府、國の行政を市民に知らす為に必要な資料、印刷物ボスター等掲示板に掲示し総会、理事会、地区委員会。

自治振興委員会規約

(昭和二十七年五月二十七日改正)

第一條 本会は八尾市自治振興委員会といふ。

第二條 本会は自主的に結成し、八尾市の行政民主化の為市政の実態を広報すると共に市民の要望を市政に反映させる目的とする。

第三條 本会は第二條の目的達成を図るための事業を行ふ。

第四條 本会は第二條の目的達成を図るための事業を行ふ。

第五條 本会は第二條の目的達成を図るための事業を行ふ。

第六條 総会は本会の最高機関である。但し議長は会長位に当る。

第七條 本会は左の役員を置く。

第八條 本会は左の役員を置く。

第九條 本会は毎月一回以上定期的開催する。

第十條 本会は左の役員を置く。

第十一條 本会は左の役員を置く。

第十二條 本会は左の役員を置く。

第十三條 本会は左の役員を置く。

第十四條 本会は左の役員を置く。

第十五條 本会は左の役員を置く。

第十六條 本会は左の役員を置く。

第十七條 本会は左の役員を置く。

第十八條 本会は左の役員を置く。

第十九條 本会は左の役員を置く。

第二十条 本会は左の役員を置く。

第二十一条 本会は左の役員を置く。

第二十二条 本会は左の役員を置く。

第二十三条 本会は左の役員を置く。

第二十四条 本会は左の役員を置く。

第二十五条 本会は左の役員を置く。

第二十六条 本会は左の役員を置く。

第二十七条 本会は左の役員を置く。

第二十八条 本会は左の役員を置く。

第二十九条 本会は左の役員を置く。

第三十条 本会は左の役員を置く。

第三十一条 本会は左の役員を置く。

第三十二条 本会は左の役員を置く。

第三十三条 本会は左の役員を置く。

第三十四条 本会は左の役員を置く。

第三十五条 本会は左の役員を置く。

第三十六条 本会は左の役員を置く。

第三十七条 本会は左の役員を置く。

第三十八条 本会は左の役員を置く。

第三十九条 本会は左の役員を置く。

第四十条 本会は左の役員を置く。

第四十一条 本会は左の役員を置く。

第四十二条 本会は左の役員を置く。

第四十三条 本会は左の役員を置く。

第四十四条 本会は左の役員を置く。

第四十五条 本会は左の役員を置く。

第四十六条 本会は左の役員を置く。

第四十七条 本会は左の役員を置く。

第四十八条 本会は左の役員を置く。

第四十九条 本会は左の役員を置く。

第五十条 本会は左の役員を置く。

第五十一条 本会は左の役員を置く。

第五十二条 本会は左の役員を置く。

第五十三条 本会は左の役員を置く。

第五十四条 本会は左の役員を置く。

第五十五条 本会は左の役員を置く。

第五十六条 本会は左の役員を置く。

第五十七条 本会は左の役員を置く。

第五十八条 本会は左の役員を置く。

第五十九条 本会は左の役員を置く。

第六十条 本会は左の役員を置く。

第六十一条 本会は左の役員を置く。

第六十二条 本会は左の役員を置く。

第六十三条 本会は左の役員を置く。

第六十四条 本会は左の役員を置く。

第六十五条 本会は左の役員を置く。

第六十六条 本会は左の役員を置く。

第六十七条 本会は左の役員を置く。

第六十八条 本会は左の役員を置く。

第六十九条 本会は左の役員を置く。

第七十条 本会は左の役員を置く。

第七十一条 本会は左の役員を置く。

第七十二条 本会は左の役員を置く。

第七十三条 本会は左の役員を置く。

第七十四条 本会は左の役員を置く。

第七十五条 本会は左の役員を置く。

第七十六条 本会は左の役員を置く。

第七十七条 本会は左の役員を置く。

第七十八条 本会は左の役員を置く。

第七十九条 本会は左の役員を置く。

第八十条 本会は左の役員を置く。

第八十一条 本会は左の役員を置く。

第八十二条 本会は左の役員を置く。

第八十三条 本会は左の役員を置く。

第八十四条 本会は左の役員を置く。

第八十五条 本会は左の役員を置く。

第八十六条 本会は左の役員を置く。

第八十七条 本会は左の役員を置く。

第八十八条 本会は左の役員を置く。

第八十九条 本会は左の役員を置く。

第九十条 本会は左の役員を置く。

第九十一条 本会は左の役員を置く。

第九十二条 本会は左の役員を置く。

第九十三条 本会は左の役員を置く。

第九十四条 本会は左の役員を置く。

第九十五条 本会は左の役員を置く。

第九十六条 本会は左の役員を置く。

第九十七条 本会は左の役員を置く。

第九十八条 本会は左の役員を置く。

第九十九条 本会は左の役員を置く。

第一百条 本会は左の役員を置く。

第一百一条 本会は左の役員を置く。

第一百十二条 本会は左の役員を置く。

第一百十三条 本会は左の役員を置く。

第一百十四条 本会は左の役員を置く。

第一百十五条 本会は左の役員を置く。

第一百十六条 本会は左の役員を置く。

第一百十七条 本会は左の役員を置く。

第一百十八条 本会は左の役員を置く。

第一百十九条 本会は左の役員を置く。

第一百二十条 本会は左の役員を置く。

第一百二十一条 本会は左の役員を置く。

第一百二十二条 本会は左の役員を置く。

第一百二十三条 本会は左の役員を置く。

第一百二十四条 本会は左の役員を置く。

第一百二十五条 本会は左の役員を置く。

第一百二十六条 本会は左の役員を置く。

第一百二十七条 本会は左の役員を置く。

第一百二十八条 本会は左の役員を置く。

第一百二十九条 本会は左の役員を置く。

第一百三十条 本会は左の役員を置く。

第一百三十一条 本会は左の役員を置く。

第一百三十二条 本会は左の役員を置く。

第一百三十三条 本会は左の役員を置く。

第一百三十四条 本会は左の役員を置く。

第一百三十五条 本会は左の役員を置く。

第一百三十六条 本会は左の役員を置く。

第一百三十七条 本会は左の役員を置く。

第一百三十八条 本会は左の役員を置く。

第一百三十九条 本会は左の役員を置く。

第一百四十条 本会は左の役員を置く。

第一百四十一条

